

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙 「みらい」
NO. 3686
16年9月9日(金)
・Fax 095-828-1953

天道是非

おはようございます。

「天道是非」とは「天の裁きは正しいのか」という意味で、中国最古の歴史書の「史記」にある言葉だ。これを書いた司馬遷は、皇帝の間諜を指摘したことで逆鱗に触れ、宮刑（去勢）に処せられる。「史記・列伝」の冒頭の「白夷伝」で、正しい者が赤貧のうちに若くして餓死する一方、無法者が栄えることを怒り、天の裁きの矛盾を問うた。

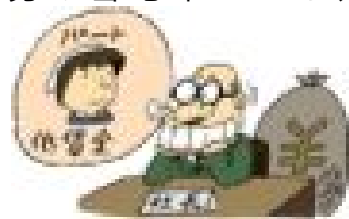
現代の公務職場のワーキングプアは、法律をつくり、守るべき立場の国や県で脱法行為が行われ、裁判所までがこれを追認している意味で、二重に問題がある。この現実の矛盾を告発する人の叫び声こそ、「史記」の司馬遷がいう現代の「天道是非」なのだ。

正職員と同じ仕事をしているのに、非正規雇用の賃金や労働条件に著しい差別がある。これは現在の最大の矛盾であり、解決が急がれる重要な問題である。



九月六日、長崎県の元臨時職員のAさんが提訴した裁判が福岡高等裁判所で開かれ、支援のために郵政ユニオンの長崎と福岡や、支援共闘会議も傍聴した。Aさんは半年半の間、県と県の外郭団体の二か所に雇用されてきたが、社会保険や休暇もないことから退職したが退職金もなかった。

そこでAさんは、二〇一四年五月に雇用主であった長崎県を訴えた。退職金なしや、二か月雇用のたらいまわしのために生じた損害賠償をふくめた慰謝料（四一〇万円）を請求した。



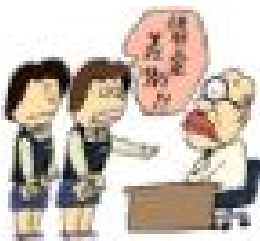
そして今年三月、長崎地裁で判決が出た。テレビのニュースで見た人も多いと思うが、一部に県の違法性を認めて、国家賠償法による慰謝料三十万円を命じたが、原告のAさんにとっては納得できないものであった。ところが県も福岡高裁へ控訴したために、原告側も同じく控訴し、今回の高裁審理となった。これが経過である。

六日、午後公判が始まり、中川弁護士が控訴理由を述べた。普通に民事裁判では準備書面の読み上げなどなく、すぐに審理は終わるが、今回は傍聴人二〇人もおり、弁護士の要求で実現した。

中川弁護士は、一審判決は認められない。三十万円の慰謝料は低すぎる。二か月雇用のくり返しの狙いは社会保険の未加入のための脱法行為であるなどと述べた。

裁判長は中川弁護士の主張のうち審理を終了し、次回を十一月十日の判決とするとした。以上が公判の報告である。（和解協議は別途報告）。

三月の長崎地裁判決には原告のAさんの声は届いていない。原告側は「退職を決めたのも、裁判を始めたのも働く者にとって最も大切な『社会保険への加入』にあった。民間企業で半年半も正社員と同じように働いていて、社会保険に入れてもらえないなんてありえない」と訴えている。



しかし判決では、原告がこのことを知ったうえで働いていたとしての自己責任論を上げるが、シングルマザーの職転換がどれほど困難かを知らず、また非正規雇用の苦しい実態を理解できぬ裁判官の、世俗を知らない、的外れな言い分である。

普通にいつて、高裁が一回の審理で終わる場合は、地裁判決を維持するか、控訴棄却の場合が多いとされる。今回もそれにあたるが、ぜひ、十一月の判決公判には、もっと多数の人の応援で、支援を強めたいと思う。



三月の長崎地裁判決を聞いて思ったことだが、公務職場の非常勤職員の処遇改善差別解消の難しさである。一般にいう雇用契約を任用と言いつつ、差別禁止などを定める労働契約法などの適用除外とする。

任用される公務員は「意に反しての処分はない」という身分保障がある。しかし、非常勤、臨時職員にはこれがない。彼ら彼女らはこの両方の法の庇護のない立場で、法の谷間に取り残された人たちである。こうした公務職場の非常勤、臨時職員は六十万人を超えると言われるが、いまだに法律はこれを解決しようとしていないし、雇止めも自由なのである。なぜこうしたことが続くのか。法の不作為だと思つた。



公務職場の非常勤雇用は、定員や予算のしりばりから、要員不足の穴埋め策として始まった。賃金も人件費ではなく物品費として処理され、文字通り臨時職員は物として扱われている。そもそも社会保険こそ、国が進める社会福祉政策の基本

である。それを当の国や地方自治体が、二か月雇用で社会保険加入できない状態に置き、明らかな脱法行為を行うことが許されないことはいうまでもない。だがこれを制止すべき裁判所が県を指弾しないばかりか、被害者の救済もしないとは、果たして法の番人といえるのか。

国民はすべて法の下に平等である。これはだれでも学ぶ国の原点である。その法を率先垂範すべき公務職場の長が法の谷間を巧みに利用し、脱法したり、ワーキングプアを放置することがあっていいはずがない。長崎県と長崎地裁を強く批判したい。

この裁判の原告はたった一人であつた。人であつた。を始めた。支援も少なく非力だが、労働組合の助けが今こそ必要だと思つた。組織を超えての連帯で、様々な取り組みなど、やるべきこととはあると思つた。本件が日本最大の矛盾、公務職場のワーキングプアに風穴を開ける裁判の一つだと改めて受け止め、今後とも、ともにたたかいたい。

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望者全員の正社員化を。

めどせ、均等待遇

なくその差別

ユニオンは労働法裁判に勝利するぞ！

期間雇用パート労働者の皆さん！ 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1集-山本, 2集-向井, 3集-山田, 郵便-高田, ゆうちょ銀-上筋, 東-松岡, 他支部・分会の役員へ。